

平成22年9月14日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)

出席議員 (9名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆																												
欠席議員 (0名)																													
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>武廣勇平</td> <td>教育長</td> <td>吉田茂</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>鶴田直輝</td> <td>総務課長</td> <td>池田豪文</td> </tr> <tr> <td>企画課長</td> <td>北島徹</td> <td>税務課長</td> <td>白濱博己</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> <td>福島日出夫</td> <td>健康増進課長</td> <td>川原源弘</td> </tr> <tr> <td>福祉課長</td> <td>岡義行</td> <td>建設課長</td> <td>江崎文男</td> </tr> <tr> <td>産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課副課長兼</td> <td>渡邊昭秋</td> <td>教育次長兼 生涯学習課長</td> <td>鶴田良弘</td> </tr> <tr> <td>子ども安全課副課長</td> <td>高島和則</td> <td>文化課長</td> <td>原田大介</td> </tr> </table>	町長	武廣勇平	教育長	吉田茂	会計管理者	鶴田直輝	総務課長	池田豪文	企画課長	北島徹	税務課長	白濱博己	住民課長	福島日出夫	健康増進課長	川原源弘	福祉課長	岡義行	建設課長	江崎文男	産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課副課長兼	渡邊昭秋	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘	子ども安全課副課長	高島和則	文化課長	原田大介
町長	武廣勇平	教育長	吉田茂																										
会計管理者	鶴田直輝	総務課長	池田豪文																										
企画課長	北島徹	税務課長	白濱博己																										
住民課長	福島日出夫	健康増進課長	川原源弘																										
福祉課長	岡義行	建設課長	江崎文男																										
産業商工課長兼 農業委員会事務局長 教育課副課長兼	渡邊昭秋	教育次長兼 生涯学習課長	鶴田良弘																										
子ども安全課副課長	高島和則	文化課長	原田大介																										
職務のため 出席した 事務局職員	<table border="0"> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>小野清人</td> <td>議会事務局係長</td> <td>石橋英次</td> </tr> </table>	議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																								
議会事務局長	小野清人	議会事務局係長	石橋英次																										

議事日程 平成22年9月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	9番 岡 光 廣	1. 入札会の疑惑及び今後の改善策等は
6	1番 松田俊和	1. 各施設の整備状況について 2. 行財政改革の進捗状況について

午前9時33分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本日の日程に入る前に、昨日の鶴田次長からの一般質問の答弁において訂正したいということでございますので、発言を許可しております。

鶴田次長、登壇され発言をお願いいたします。

教育次長（鶴田良弘君）

おはようございます。昨日、4番議員の一般質問の中で、私、体育施設の利用申請書は3カ月前から受付をするというような答弁をさせていただきましたけれども、それが誤りで、非常に申しわけございません。1カ月前の1日より受付を現在しておりますので、訂正方よろしくをお願いいたします。御迷惑かけました。

議長（吉富 隆君）

ただいま鶴田次長より発言訂正をさせていただきたいと申し出がありましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、鶴田次長の発言については訂正することを許可することに決定をいたしました。

先に進みます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1. これより一般質問を行います。

通告順のとおり、9番岡光廣君お願いをいたします。

9番（岡 光廣君）

皆さんおはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は件数として1件、項目として5項目を上げておりますので、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

入札会の疑惑が昨年4月以降、問題視されてまいりました。調査をしている段階におきまして、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会に関する問題が発覚をいたしまして、調査特別委員会を実は行っていたわけです。その結果、審査報告、平成22年6月18日付で6月の定例会で委員会報告をいたしています。既に議会だよりも掲載され、町民の皆さんも報告されていることは既に御存じというふうに思います。この緑地の維持管理の問題につきましては、平成21年9月16日の本会議において調査特別委員会を設置して、入札妨害疑惑についての調査を実は進めてまいったわけでございます。その審査報告書は、吉野ヶ里町に対しても説明責任を果たすために、町議会より文書により入札妨害に対する疑惑の報告書を既に提出をいたしております。

緑地等維持管理問題を進めていく調査段階で、いろいろな問題が出てまいりました。入札会までの事務処理上の手順、入札会のあり方等に問題が発生したようでございます。調査特別委員会の審査を踏まえ、入札会の疑惑を解消していくためにも、また行政側として今後どのような改善策をとっていかれるかを重点的に御質問をしてみたいというふうに思っております。

武廣町長さんにおかれましても、町民の負託をされ、既にもう2年の後半に入ってまいりました。経験も一通り踏まれまして、十分行政のあり方については熟知されているというふうに存じますので、明快な回答を示していただきますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、質問事項、入札会の疑惑及び今後の改善策等ということで、1つ、参加資格審査の取り組みについてどのようにされているか。

2番目に、指名審議委員会のメンバー及び入札参加されるメンバーの現況についてお尋ねをしてみたいと思います。この分については、要するに副町長が不在のために入札審議委員会のあり方というのが明確になっていないようでありますので、その辺について現在の取り組みをお示し願いたいと思います。

3番目に、入札参加資格の審査等に関する規則に違反したときの対応は。その当時、私の記憶では十分なる対応をされていないというふうに記憶しておりますので、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

4番目に、入札参加資格等に関する改善事項、規則の変更整備についてどのように現在進められているか、お尋ねをしてみたいと思います。

5番目に、入札疑惑に対する管理責任はということで、一応報告書を提出いたしておりますので、町長の現時点でのお気持ちでも結構ですから、その辺の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

入札会の疑惑及び今後の改善策等について、執行部の答弁を求めます。

建設課長（江崎文男君）

おはようございます。ただいまの岡議員の質疑の中の私につきましては1番と2番について回答いたしたいと思っております。

まず1番目の入札参加資格審査時の取り組みはということですが、入札参加資格申請時の取り組みにつきましては、昨年度9月議会において本議員より質疑があったところでございますけれども、本庁にいたしましては、入札参加資格審査申請書類の一覧表に基づき、書類の確認により不備がなければ受付名簿への登録となっております。なお、審査申請書類につきましては2年間の有効となっております。

また、その内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等につきましては、上峰町建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項により、佐賀県建設業者施行能力等級表に準じております。よって、C級までの県の能力等級、Cまでの業者につきましては、県の能力等級表に準じておるところでございます。

なお、同条項に、ただし、特に町長が認めた場合、佐賀県建設業者施行能力等級の査定を受け、決定されていないものも入札に参加させることができる。この場合につきましては、町の審査を受け、資格を得なければならないとなっております。よって、土木と建築一式工事につきましては、入札参加資格審査申請書を提出された町内業者について、Dの等級を設けているところでございます。

続きまして、2番目の指名委員会のメンバー及び入札会参加メンバーの現況ということでお答えいたします。

指名委員会のメンバーにつきましては、上峰町建設工事等入札者指名審査委員会要綱では、委員会の組織ということで副町長以下、総務、企画、建設、産業商工課長を委員として構成委員としております。なお、構成委員外の課に係る審査につきましては、当該担当課長を臨時委員として参加いただいております。

入札会の参加につきましては、建設課の場合、町長としても参加され、以下、課長、副課長、担当係長で入札会をしているところでございます。なお、他の課の業務依頼を受けた物件につきましては、その予算課の課長が参加されております。また、今現在副町長が空席ということになっておりますので、同第5条により総務課長がその席に着いているところでございます。

私のほうからは以上です。

9番（岡 光廣君）

江崎課長のほう、ありがとうございます。この入札参加資格につきましては、十分前回のほうで一応皆さん方の担当課の意見を実は聞いたわけですが、ここで特にお聞きしたいのは、要するに、まず第1点として、資格申請をされてから業者登録をいたすまでの手順、これについてまず第1点お伺いしたいと思います。

それから、特に前回は申請は建設課のほうで窓口ということでありましたので、既にその時点で建設課のほうで一応即、実は資格申請書を提出されてから書類を一通り見ていただきまして、登録をされていたように私は記憶しておりますので、今後、ミス等が出ないためにはどのようなチェック体制を取り組んでいかれるかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、入札状況を見ても、要するに特に申請時点におきまして業者のランク等、非常にこれは企業、個人でいえば個人情報ですが、非常にランク等の確認ですね、これは実はされているというふうに思いますけれども、これは申請時点で確認をされているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

次に、2番目の分を一応御答弁していただきましたけれども、前回この緑地に関する件につきましては、非常にこのルールというのが要するに確立されていないということで、先ほど江崎課長のほうからも申し述べていただきましたとおり、副町長不在ということで総務課長が代行するというので、その形をとられたということは明確に言われたということは私も非常に確立をしてされているというふうに判断をするわけですが、それと、町長も参加されるというようなことも言われておりましたけれども、これは当然、副町長もおられないという点もありまして、恐らく町長も参加されるということで今言われたというふうに認識しております。

それと、総合的に、一応工事関係だけではありません。行政全般において、入札をして、例えば備品購入とかなんとかは当然入札等を行っておられるというふうに思いますから、その辺につきましては入札等を行っている課の方にも、課長さんのほうにもお尋ねしてまいりますので、現状の入札のあり方、その辺についての認識ということを書類の申請から、要するに入札に至るまでの状況について説明を求めていきたいと思っておりますので、その点、後ほどよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは、今申し上げました点について御回答をお願いしたいと思います。

建設課長（江崎文男君）

まず1点目ですが、指名願が出てからの受け付けまでの手順ということになりますけれども、先ほど述べましたとおり、上峰町の参加資格申請書一覧表というものがあつて、その中身につきましては、申請書の様式、またはどのような添付書類をつけるのか、また様式等の一覧が出ております。特に添付書類ですが、添付書類についてのチェック、

その中身的には建設業の許可証明書があるのか、または法人等の場合については庶務の諸表、確定申告等の写し、または納税証明書、印鑑登録証明書等の添付書類があるのか、また官公庁の入札に参加できる一番のポイントとしては経営審査事項というものがあリまして、これにつきましては1年7カ月に1回、業者としては経審を受けなければならないと、その経審を受けなければ官公庁の工事ができないという規則がありますので、特にそこら辺を重視してチェックしているところでございます。

なお、先般より問題になっております営業所の問題につきましても、中身の営業所等についてのチェックももちろんやっております。ただ、営業所の中身的なもの、要するに営業所として建設業法で営業所として認められるかというのは、県の許可については県のほうでの審査、また特定建設業といたしまして、国の決定業者につきましては国の審査を受けてからうちのほうに回ってきているものでございますので、うちとしては書類的な審査のみをしているところでございます。

続きまして、先ほどの2番目のチェックにつきましては、先ほど1番の手順と一緒に今申し上げましたとおりでございます。

なお、その中で、私が回答いたしました営業所の話になりますけれども、この営業所につきましては、特別委員会の中でも私が申し上げましたとおり、中身的には県、もしくは国の審査を通ってきたものが建設業としての一般建設業、特定の建設業の許可を得ておりますけれども、上峰町内にある営業所につきましては、今後は申請が出た時点で現地等の確認をいたしていきたいと思っておりますのでございます。

次に、3番目のランク、県のほうでのランクですね、A、B、C等がありますけれども、基本的にはうちのほうの申請書の受け付けが2月から3月にかけてやっているところでございます。よって、県のほうが出すランクにつきましては、その後にランクがついているような形になります。また、その分につきましては、皆様方のパソコンからも県のホームページを見てもらえれば、今公開になっておりますので、全業者のランクを見ることができます。上峰町においても何年か前、ホームページに記載されていない分につきましては紙ベースで県から送ってきておりましたけれども、今現在としてはそのような形でホームページに載っておりますので、上峰町といたしましてもそのホームページでの利用という形をしているところでございます。

私のほうからは以上です。

9番（岡 光廣君）

回答ありがとうございます。資格申請から登録までということで手順についてということで、窓口が建設課ということでありますので、十分規定どおりされているように思います。

ここで、一応課長さんをお願いしたいことは、肝心な、要するに登録について、この分が前回の入札問題のいろいろあったときに、要するに審議委員の皆さん方は十分なる共通認識

を持っていただきたいということです。当然持っていただいているというふうに思いますけれども、今先ほど言われました、要するに指名審議委員会のメンバー、総務課長及び企画課長、建設課長、産業商工課長ということと、それと要するに予算、例えば、ほかの予算等の入札等を行われる場合は、その担当課長も出席するということが先ほど言われておったわけですが、ここで一応、まず建設課長のほうには、前回の二の舞にならないためにも、要するに申請書を提出されてから、やはり町長の決裁ですね、特にお願いしたいのは、一応大事な分については起案を作成せずと、例えば、この審議委員のメンバーに回覧されて印鑑等を押されて、最終的に町長も確認されるというふうに思いますけれども、こういうふうな前回のようなミスを起こさないためにも、町長の最終的な決裁を受けてから、要するに正式に登録していただくということをぜひともお願いしたいというふうに思いますけれども、その辺の考えを、まず建設課長のほうにお願いしたいと思います。

それから、ほか、この入札問題に対して、要するに建設課以外に、例えば、3つあるわけですね。大枠として建設工事関係と、測量設計と設計コンサルタントの関係と、それから物品購入関係の入札、大きく分けて3つあるわけです。そういうことで、その辺の資格申請、審査申請書の内容を御存じかどうかということを入札にかかわる担当課長さんのほうにお尋ねしていきたいとしますので、まず建設課長のほうから答弁が終わりましたら、順次入札を行っている課の課長さんの御意見を聞きたいとしますので、よろしく願いいたしたいと思います。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、入札申請に伴う登録についての町長への決裁ということになりますけれども、件数的にはこの前もちょっとお話ししたとおり、何百かの業者が受け付けに参るところでございます。そういう中で、先ほど言いました中身的な書類のチェックをして、そのチェックに合致したものの、問題がないものについて登録をしているところでございます。

私のほうについては、一つ一つの申請書の決裁につきましては数が膨大なもので、一つ一つの決裁については非常に難しいかと思っております。ただ、受け付けした分につきましては決裁というものにつきましてはできると思っておりますので、今後町長と協議しながら、登録された受け付け後の決裁につきましては、前向きに、町長と協議しながらすることができるとしますので、それはやっていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

おはようございます。先ほど工事設計物品ということでございましたので、物品の関係に関しまして御報告を申し上げたいというふうに思います。

物品と申しますが、備品関係でございますが、平成21年度に公用車を購入いたしております。これが金額が大きいものですから、1つ例として御報告を申し上げたいというふうに

と思いますが、まず公用車を発注する場合につきましては、こちらの担当のほうでその仕様書を作成しております。例えば、軽なら軽に、今回は予算の関係で軽とか普通車とか軽トラックとか、それから、その性能といいますが、特色もありますので、結論からいうと車をまず決めないことにはいけませんので、今回は例えばダイハツのムーブにしておりますけれども、この車にしようということで、その仕様書をまずこちらのほうで作成をいたしまして、町内の業者さん、3業者以上のほうに、それによる見積もりをお願いいたしております。それで、その見積もりの結果、最低価格を提示された方につきましては、その方と契約をするというふうな運びにしております。うちのほうであった例としてはそれがございましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

教育次長（鶴田良弘君）

私のほうから入札関係の件ですけれども、例えば、町民センターの清掃業務等々を行っておりますけれども、今企画課長が言いましたように、まず、うちのほうで仕様書をつくって、そして業者選定については、指名願が出ているところを建設課に行ってその内容を合致するかどうか検討して選定します。選定したものについては選定の決裁をいただいて、建設課も合い議して、そういう形で決裁をして、それから現説、入札、契約という形をとっております。

以上です。

文化課長（原田大介君）

おはようございます。文化課のほうからですが、平成22年度につきましては、米倉文庫の目録整備業務委託と、それから太古木の地下水調査業務委託、2本を入札関係に付しております。

まず米倉文庫の目録整備事業ですが、これにつきましては緊急雇用の事業費をいただいて行っているものでございます。県内にも同様な調査事業を行っている市町がございましたので、その業者さんたちを5社ほどこちらで選定いたしまして、建設課のほうと合い議をしました結果、業者選定をさせていただいております。

次に、地下水調査業務ですが、これにつきましては平成21年度の契約でございましたが、こちらにつきましても建設課と合い議をしまして、5社選定をさせていただいて、その後、指名選定委員会を開いていただきまして事務を進めているという状況でございます。

以上です。

総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私の所管でございますが、21年度は入札ございませんで、22年度の件について申し上げたいと思います。

21年度につきましては、庁舎の警備といいますが、につきましては夜間、職員で宿直をし

ていたと。そういう関係で、21年度は日直と当直業務を行ってきたわけなんですけれども、22年度に庁舎の夜間管理について警備会社のほうに委託すると、そういう方針になりましたので、仕様書をつくりまして、入札会を行いまして、今現在実施しているところでございます。

以上です。（「方法ば聞かないよっとよ」と呼ぶ者あり）

まず、夜間警備についての仕様書を本課のほうで作成いたしまして、その積算書をつくりまして、警備会社3社と入札会を行ったと。警備会社につきましては指名登録について確認いたしまして、登録業者をピックアップしまして、そして行ったところでございます。

以上でございます。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

おはようございます。私のほうから、水路等環境整備事業ということで、みやき西部土地改良区と委託契約ということで、水路等の水草並びに水路周辺の除草作業を土地改良区に委託をお願いしております。そこにつきましては、課長の仕様書等々を検討いたしまして、うちに沿ったものにつくり直して契約をいたしております。その人員については緊急雇用でやっておるところでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

各担当課長さんどうもありがとうございました。この入札につきましては、今確認ということで実は言ったわけですが、この入札問題につきましては、今の入札参加資格申請書、これに基づいてされているというふうに認識をいたしました。

それで、先ほど建設課長さんのほうにお願いした、要するに業者の登録につきまして、非常に資料が膨大であるということは十分認識しております。ただ、例えば、何々業者がいついつこういうふうな申請を出されているということで、内容的に起案の中には要するに大まかな項目だけ書いて恐らく回されているというふうに思いますけれども、できればミスを防ぐための要望として、やはり町長の決裁をしてから当然受け付け、登録を正式にされて、そして業者のほうに通知をするというような手順を踏んでいただくほうが、より一層ミスを防ぐための一つの方法ではなかろうかというふうに感じますので、その辺は十分協議を進められて検討していただきたいということを要望しておきます。

それから、町長さんが御答弁をひとつもしていただいておりますので、町長さんのほうに御答弁をお願いしたいと思います。

この登録につきまして、町長さんはどのように前回お感じになったかどうかわかりませんが、期間もたちますし、冷静な目で恐らくこれを見ていただいたものというふうに信じております。そういうことで、今先ほど登録のあり方、及びできるだけミスを防ぐために、町長の決裁をしていただくということを実はお願いしたわけですが、今後どのような

方向でこの入札に対する取り組みを進めていかれるか、この辺についてのお伺いをまずしておきたいと思います。

それと2点目ですね、業者の指名、基本的には指名委員会ですべきというふうに、これは当然のことというふうに思いますけれども、例えば、随意契約等がある場合におきましても、やはりこういうこととということで、この審議委員会にまずは報告してから、要するに随意契約する場合でもしていくべきではなからうかというふうに実は思っておるわけですが、この2点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。まず1点目の登録についてでございますが、今、岡議員が言われたとおり、こうしたいろんな形で、いろんな目を通して、不正がないような環境をつくるということはとても大切なことだと思っています。

おっしゃるように、指名願、いわゆる入札参加資格申請書の提出の際においても、チェックを入れる意味で私の決裁をとるということも大切だと考える一方で、ほかの自治体はどうされているのか、また、そうすることが本当に一般的なのかということも含めて、今後内部で協議をしながら検討していきたいというふうに思っております。

また、2つ目の指名委員会ということで、随契約のあり方ということですが、これにつきましてもただいま御提案を受けましたけれども、これは上峰町の財務規則164条、随意契約というものがございます。こうした定めもございますので、今後協議の対象だと、検討対象とさせていただきたいと思っております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

ありがとうございました。この入札につきましては十分なる検討をして、よりよい方向に進んでいただきたいというふうに思います。

それでは、一応この受け付けから入札関係までの手順関係の資料を十分整理して、手順を明確にさせていただくことを希望いたしまして、この項は終わります。

次、3番のほうに移っていただくようお願いしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問にお答えします。

私のほうからは3番目、入札参加資格の審査等に関する規則に違反したときの対応はということでございます。入札参加資格の審査等に関する規則に違反したときの対応につきましては、上峰町建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第6条、入札参加資格の決定の取り消しなど、町長は第2条第1項の資格審査申請書に虚偽その他不正の記載があったときは入札参加資格の決定を行わず、または既に行った決定を取り消すことができるとあります。私はこの条項を遵守していきたいと思っております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

ありがとうございました。この入札参加資格の審査等に関する規則、この辺については後ほど詳しく御意見を申し述べていきたいというふうに思います。

それでは、まず第1点、私のほうから御質問をいたします。

前回、要するに緑地等の問題が実は営業所の設置等の資格要件等を満たさずに、虚偽の公文書のまま推薦、指名され、契約をされ、工事を進められたわけですけれども、町長がその当時とられた行為に対して、現在どのように感じられているかどうかをお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

これについて疑惑といって取り上げられて1年ぐらいがたちます。これについては一切の不正はないというふうに私は理解いたしております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

それでは、先ほどの質問に対して一切の不正はないということでありますので、まず次の項に移ります。

資格条件を満たさず町長は推薦、指名をされました。行政は何の措置もとられず、入札会に参加させ、契約書を交わされました。これは私としては重大な問題ととらえているわけですけれども、どうでしょうか。

町長（武廣勇平君）

入札参加資格の審査等に関する規則に違反したときの対応については、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

9番（岡 光廣君）

この2番の項につきましては、規約に準じてということでありますけれども、この辺についても後ほど質問していきます。

次に、問題が発覚後に変更届を提出させて受理されております。業者とのやりとりはどのようにされましたか、お願いします。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より休憩の申し出がございました。いかがお計らいをいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議ないようでございますので、ここで暫時休憩をいたします。休憩。

午前10時17分 休憩

午前10時33分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

建設課長（江崎文男君）

先ほどは貴重な時間をとらせてまして、まことに申しわけなく思っているところでございます。

岡議員からの質問の中で、業者とのやりとりということの御質問がありましたけれども、私のほうからは今までの経緯ということで答弁させていただきます。

香椎造園につきましては、21年、22年の一般競争の参加資格申請書につきまして受け付けを21年6月22日にしております。その後、21年7月14日にファクス番号の変更ということで変更届を持ってきております。なお、問題がその後発覚いたしまして、上峰町建設工事等入札者指名委員会、要するに指名委員会としては、その営業所問題が発覚したのをとらえて、委員会で現地等の調査をいたしております。そういう調査の結果、報告を21年7月31日に委員会として町長へ、中身につきましては、平成21年6月22日に香椎造園から提出された平成21年、22年度一般競争参加資格審査申請書（建設工事の営業所一覧表及び委任状）に記載された香椎造園佐賀営業所の所在地、佐賀県三養基郡上峰町大字堤2026番地の2には存在が認められませんでしたという報告を町長にしております。その後、21年10月16日に営業所の所在地の変更というものを持ってきておりまして、それを受理しているところでございます。今までの経緯として私のほうから報告いたします。

9番（岡 光廣君）

ありがとうございます。経過ということで報告を今いただきましたけれども、ここで受理されているということでもしておりますけれども、これが変更届が一番重点になるのが要するに一般入札ですね。入札後に変更されているということが一つ大きな問題にあとは関係していくわけですが、その間にこの入札後に変更届をされた理由ですね、この辺は、要するになぜそういうような運びになったかということが一番知りたいわけですが、その辺についてお聞きしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問にお答えします。

今申しましたように、こうした7月31日の時点で建設工事等入札指名審査委員会へ報告がございまして、私のほうにも報告がございました。私どもとしては、これ以降指名ということとはできないという判断をしております。業者さんがなぜ変更届を持ってこられたかについては報道等も大きくなされましたが、業者の方に聞いていただくしかないというふうに思っております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

この件については、後ほど関連してまたつけ加えて質問していきます。

緑地の報告書の中にもありますように、緑地協議会の入札妨害、また資格要件を満たしていない業者を鎮西山管理事業に町長の権限で入札会に参加させておられるということは報告書の内容のとおりというふうに思います。これが私としては、こういうふうな入札のあり方が正常な入札会とは思いませんけれども、町長はどのように御判断されているのかどうかをお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

先ほど申しましたように、7月31日以降の入札については報告がございましたので、指名は一切しておりません。

以上です。

9番（岡 光廣君）

この件につきましては、入札会が終わってから変更届が出されているというふうに私は記憶しております。その辺についてをお伺いしておりますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

繰り返しになりますが、この入札会は 鎮西山ですね、7月29日に行われております。私申しましたように、31日以降指名は入れておりません、この香椎造園につきましては。また、入札参加資格の審査等に関する規則に違反したときの対応については、先ほど申しましたように、上峰町建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第6条、「町長は、第2条第1項の資格審査申請書に虚偽その他不正の記載があったときは入札参加資格の決定を行わず、または既に行った決定を取り消すことができる」とあります。私はこの条項を遵守していきたいと思っています。

9番（岡 光廣君）

私は、今答弁されたことについて十分な理解を現在していないわけですがけれども、この正常な入札会と思えませんかということで、この項、私は要する正常な入札会と言えないというふうに感じております。

そういうことで、先ほど町長が7月31日以降の件につきましては、指名審査検討委員会の中でこれ以後指名できないということで、この辺については当然じゃなかろうかというふうに感じているわけですがけれども、それ以前に、発覚した時点で、先ほど第6条の件を実は町長は御答弁していただきました。この件については、当然私も今見ておりましたけれども、まず第1点が、入札参加資格申請書、これがずっと緑地にしろ、一般入札にしろ、虚偽のまま進行しているということが第1点大きな問題であるというふうに思います。

それから第2点、指名基準、この分につきましては、まず内容的に言いますと、設計価格に応じた等級に属する有資格の中からということで規約の中にもありますけれども、この辺についてもちょっと外れた入札会ではなかったかというふうに実は感じておるわけです。この分は緑地の件です。

それから、第6条の件、これは町長は資格審査申請書に、「虚偽その他の不正の記載があったとき入札参加資格の決定を行わず、または既に行った決定を取り消すことができる」と、これが一番の問題というふうに私は思います。要するに途中経過としてこの虚偽ということももう既に発覚しておったというふうに思われます。なぜ途中の時点で、町長は虚偽を知っていて、決定後取り消しをその途中でされなかったかと。あとの分については、先ほど言われた分についてはいいと思いますけれども、その虚偽を知って決定の取り消しをなぜされなかったかということが一番私としても疑惑を持っておりますので、その辺についての御答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

これ、たびたび重複しますけれども、こうした問題が取り上げられて議会のほうで現場確認をされております。そして、7月31日に私のほうにも報告が届きました。それ以降については指名は行っておりません。そしてまた、それ以降、先ほど申しました入札参加資格の審査等に関する規則に違反したときの対応については、「入札参加資格の決定を行わず、または既に行った決定を取り消すことができる」とありますので、私はこの条項を遵守していきたいと申し上げております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

はっきりと途中の経過については御答弁をいただきませんでしたけれども、この件について、この指名について、これはやはり途中の経過からいたしますと、それ相当の町長の決断をすべきではなかったかというふうに思います。

これについて、要するにペナルティーも何もないかということをお尋ねして、この項を終わります。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問にお答えします。

これは調査されていて、その調査の結果を待たずして私が判断を下すというのはあってはならないことだと、逆に言えば思うわけです。よって、7月31日につきましては、その報告を受けましたので、それ以降について指名を入れないというふうに判断しております。

また、繰り返しになりますが、既に行った決定を取り消すことができるという規則に違反したときの対応について定めてありますので、これを遵守していきたいと思っています。

以上です。

議長（吉富 隆君）

引き続き、4番目の執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

岡光廣議員の御質問にお答えします。

4番目の入札参加資格等に関する改善事項、規則の変更整備についてでございます。

公共工事においては、発注者が主体的に責任を果たすことにより経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされる目的により、平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されました。これにより、今までの価格競争から総合評価方式に移行します。また、従来の指名競争入札方式により競争性の高い一般競争入札方式への変更と、著しい低価格入札の防止、契約内容に適合した履行の確保及び工事品質の維持、向上を図るため、最低制限価格制度の採用及びその引き上げや過当競争の緩和、また、きちんと積算された業者が報われる予定価格の事後公表等の実施に向け、国、県より公共工事入札及び契約手続の改善をするよう要請が参ってきております。この現実を踏まえ、地域の建設業をめぐる状況が一層厳しくなる中で、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続のさらなる改善を行う必要があるというふうに私考えます。

そこで、本町においては、今後早急に公共工事等の入札及び契約等の改善に向けた規則の整備をしていきたいと、ただいま検討中でございます。

以上です。

9番（岡 光廣君）

そこで、この規約改善についてということで、町につきましては町長のほうで御答弁いただいたとおり新しい方向で規約設定を進めていただきたいというふうに思います。

もう1点が、企画課のほうにお尋ねしたいと思いますけれども、この入札に関して事務引継書につきましてはですが、指名競争入札により業者選定の項ということが実はあったわけですが、この項目によってちょっといろんな意見の違いですか、取り違いによっていろいろと発生しましたけれども、その分につきましては、吉野ヶ里町との幹事会の中で協議されまして、決定された分について正式に引継書のほうの整備をされているかどうかを確認したいと思います。お願いします。

企画課長（北島 徹君）

緑地に関して、その引き継ぎがなされたかという御質問でございますが、引き継ぎの時点で今回の問題点につきましては話をしております、いろんな問題がないようにということで、今後は入札につきましては、吉野ヶ里町から3社以上、それから上峰町から3社以上、おのおの3社以上の業者の方々を推薦するという方法に改めるべきであろうということで、そのようになっております。それに基づきまして平成22年度の佐賀東部緩衝緑地等維持管理

協議会の委託業務等は発注をされております。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

ありがとうございます。先ほどちょっとお尋ねしている分は、引継書のこの書類ですね、書類を要するにまず変更をお願いしておきたいというふうに私のほうからもお願いしたいと思いますけれども。

先ほど言われましたこの項につきまして、業者推薦についてということで、これは企画課長のほうからいただいたわけですが、平成22年2月22日、業者推薦について、1番として、各町において指名資格審査委員会等に諮り、選定した造園業者3業者以上を協議会事務局へ推薦する。2、緩衝緑地維持管理区域を吉野ヶ里町管理区域と上峰町管理区域に分ける。3番目に、吉野ヶ里町管理区域は吉野ヶ里町から推薦された業者を対象に維持管理業務の指名競争入札を行う。また、上峰町管理区域は上峰町から推薦された業者を対象に維持管理業務の指名競争入札を行うということになっております。

特に今回、3業者以上ということで一応上峰町も推薦されておりますけれども、その業者の資格等について、例えば今3社以上というふうになりますけれども、今の町の入札基準に合致しなかった場合はどのような方向で指名業者を推薦されるか、その辺をお聞きして、この項を終わりたいと思います。

企画課長（北島 徹君）

先ほど報告しておりますような形で3社以上ということで推薦をするというふうになっておりますが、それに合致しないような事例といたしますか、その状態になったらというお尋ねでございますが、そういうふうに仮になった場合につきましては、事務局でもありますし、一緒にやっております吉野ヶ里町のほうとよくよく協議をいたしまして、例えば向こうのほうの指名業者さんを入れるのか、それとも、またそこでいろんなやり方、正当なやり方を研究していくのか、その時点での協議検討、それによります判断が出てくるものというふうに思っております。

9番（岡 光廣君）

先ほどの質問に対して、条件に合致しない場合は十分検討していい方向で進めていただきたいというふうに思います。その辺を、規約の改正のところを早急に、されていなければ早急にやっていただきたいというふうに思います。

次、最後になりましたけれども、最後の御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長（武廣勇平君）

9番岡光廣議員の質問にお答えします。

入札疑惑に対する管理責任ということで、この入札疑惑というものがどの部分のことを指されているのか、この前の委員長報告の部分の指しておられるのかわかりませんが、この疑

惑と、つまり疑いということに対して責任をとれということですが、疑惑疑惑と私も騒がれて1年有余が過ぎました。推定無罪という言葉がございませぬ。何人も有罪と宣告されるまでは無罪と推定されるという近代法の基本原則とされています。協議では、刑事裁判における立証責任の所在を示す原則であり、警察官が被告人の有罪を証明しない限り被告人には無罪判決が下される。広義では有罪判決が確定するまでは何人も犯罪者として取り扱われないことを意味すると。

これは、私は思いますが、私は一切の不正はございませぬと繰り返し答弁をしましてまいりました。その上で事実認定をぜひしていただきたいと。一方的に疑い、責任を求めてこられますが、直ちに入札における不正を主張する議員さんが被疑事実の立証をしなければならない責任があると、その上で初めて管理責任というものは発生すると私は理解しております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

この5番の項につきましては、まず報告書の内容を参考にして進めていきたいと思っております。

香椎造園さんから提出された申請書は虚偽の公文書のまま営業所の設置基準等の資格要件を満たさず、指名推選しているところに問題があります。行政は何の措置もとらずに入札会に参加させ、契約書まで交わしている。虚偽の公文書と気づきながら提出されたものを行政は受理し契約され、工事代金まで既に支払われております。これが有効であるかどうかは司法にゆだねる以外ないということで報告書はなっております。

そこで、この入札疑惑を調査している最中に町の一般指名競争入札、町長の権限で入札会参加させている虚偽の公文書は入札会が終わってから所在地変更等提出されている。

そこで、疑問1点、なぜ町長は資格要件を満たしていない虚偽の公文書で申請されたか、業者に対しての町長の権限で便宜を図ったような行為をされたか疑問です。なぜ受け付けられたのかも疑問です。

疑問2、決裁が大幅におくれた事務処理については怠慢と言えるというふうに思います。特定業者に対して便宜を図った疑いも持たれます。

疑問点3、虚偽の公文書とわかった後にも入札会に参加させていることは業者に対する事前調整をして入札に参加させている疑いもあり、談合疑惑も持たれますというふうに報告書はなっています。

問題4、調査報告、町長の職権乱用及び入札妨害による官製談合の疑いがあるというふうに報告書はなっております。この件についてですけれども、こういうことをかんがみまして町長としての管理責任をどのように受けとめられているかということをお尋ねしたいわけです。

それともう1点、一応委員会報告後、町民の声が私のほうに耳に入ってきております。これは非常に私としても、入ってきたから、このようなことは当然言うべきじゃなかるうかと

いうふうに思いますので、この問題ですね、これにつきましてある方がこのように実は言われていたようです。この関係造園会社、ここに一番問題であるというふうに思うわけですが、あなたの有力な支援者とともに出向いていかれたようですということでもありますので、この辺について事実かどうかということをもまず確認しておきたいというふうに思います。

町長（武廣勇平君）

今の発言は、岡議員、ここは議会であります。今のは余りにも乱暴な議論だと思っております。これは今まで不正がある、疑いがあるとずっと来ました。今の発言は、私は名誉棄損だと思しますので、これは顧問弁護士と協議の上、刑法230条での対応を検討していきます。

失礼します。

9番（岡 光廣君）

さきの件につきましては、町長から答弁ありましたけれども、その辺は素直に自分としても受けとめて報告したということでもありますので、その辺を聞いただけでありまして、そこまで町長がお怒りになるということは、行ってなければ行ってないということをお願いいただければ結構というふうに思いますので。（発言する者あり）

議長（吉富 隆君）

町長、かっかせんで。（発言する者あり）

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（吉富 隆君）

町長どうということね、議会のルールを守ってくださいよ。何ですか、傍聴者は。静かにしてもらわなきゃ、ルールがあるじゃないですか。町長ね、もう少し落ちついてせんね。（発言する者あり）よかやんねて。

町長（武廣勇平君）

ここは議会の場であると思います。よって、ある町民の方という方もぜひ明らかにしていただいて、私はそのことについて争う構えで考えていきたいと思っております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

最後の質問になりましたけれども、一応報告書ということをも基準にして私も進めてまいったわけでございます。

この分については、実は明確な、要するに疑惑疑惑ということも明確な状況でもあっておりませんし、これは私としても冷静に見詰めていかなければいけないというふうに思っております。

既にこの報告書の内容につきましては、私たちも慎重に対応していかなければいけませんので、今後とも十分なる弁護士さんとの御意見も、もし問題が発生すればそういうことも伺いながら取り組んでいかなければいけない問題というふうに思っておりますので、そのとき

はそのような対応で進めていくべきというふうに思っております。

この件につきましては、当然議会の報告に従って質問をしておりますので、十分議会のほうで協議をしながらいい方向に進むように取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういうことで、今回の一般質問はこれで終わります。

議長（吉富 隆君）

ただいま9番岡光廣議員の一般質問が終了をいたしました。

引き続きまして、通告順に従いまして1番松田俊和君、お願いをいたします。

1番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。1番松田俊和から2点質問をさせていただきます。

まず1点目、各施設の整備状況についてという題で、内容といたしましては、町内体育施設照明器具8カ所及び庁舎、町民センター2カ所についての風習的利用満足度についてお尋ねさせていただきます。

2番目といたしましては、行財政改革の進捗状況についてという題で、内容といたしましては、上峰町改革会議4月計画発足後、それに基づく進捗状況はいかかなものかをお尋ねさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（吉富 隆君）

各施設の整備状況について、執行部の答弁を求めます。

教育次長（鶴田良弘君）

私のほうから町内施設照明器具及び町民センターの利用満足度について答弁させていただきます。

まず施設の照明ですけれども、町内の体育施設照明の整備については、6月にも答弁いたしましたとおり、予算の範囲内で順次行っているところでございます。9月現在で照明の点検を行ったところ、小学校グラウンド照明施設、武道館、テニスコートについては照明の不備は今のところございません。それから、小学校の体育館が6個、中学校の体育館が4個、中央公園ナイター照明施設が1個、体育センターが13個、今現在不備な状況でございます。本年度8月までに武道館を1個、体育センターを8個取りかえております。経費については約270千円ほどかけて修理をしたところでございます。

また、小学校体育館、中学校体育館については本年度じゅうに修理を行っていきたいということで事務長と話をしております。

それから、体育センターの照明については、今先ほど13個という不備な個数を言いましたけれども、6月議会でも申し上げましたとおり、全部照明をかえていけば概算で約1,140千円ほど経費がかかるというような状況でございますけれども、あわせて今照明器具の昇降器具も不備な状況で、足場を組んで一個一個かえているところでございますけど、そういう面

を考えると、コスト面を考えると、照明器具もすべてかえて対応していったほうがいいんじゃないかなというようなことで財政とも協議をして、今後当初予算にこの分は予算の許す限り上げていきたいというふうに考えております。

次に、町民センターの利用満足度でございますけれども、町民センターは平成20年度2,693件、5万3,000人ほど利用いただいております。それから、平成21年度については2,430件の5万5,947人の御利用をいただいております。これだけの方々が利用していただいておりますけれども、町民センターに対しての苦情は今のところほとんど聞いておりません。今のところ苦情はほとんどないといった状況でございます。皆さんたち気持ちよく町民センターを御利用していただいているんじゃないかなというふうに思っております。

今後もしそういうふうな町民センターのほうについて問題点、不便性がございましたら、できる限り改善をしていきたいと思っておりますけれども、ただ、御意見が1件だけっております。それは利用した後の机、テーブルの配置状況を見直したらどうかという御意見やったものですから、うちのほうも、じゃ、もどおりのセッティングを設定しようというようなことで、セッティングの図面を各部屋ごとに張っております。利用した人はそのように利用した後同じようなセッティングをいただいで帰ると、次の人に引き継ぐという形に今切りかえをしております。これは御意見だったので、皆さんたちにことし6月から周知徹底を図って、そのように利用をいただいております。

先ほど小学校の夜間照明はゼロというようなことで言いましたけれども、もちろん議員さんたちの昨年度、21年度の御協力によりまして補強工事を完全にいたしましたので、小学校ナイターは全部ついておりますので、御報告いたします。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

御質問の中に、庁舎の各施設の整備状況というものの質問要旨の中に庁舎も入っておりますので、この庁舎につきまして私のほうから御回答を申し上げたいというふうに思います。

皆様御存じのように、この本町の庁舎につきましては、上峰村から上峰町、町制施行の年、平成元年11月に完成をいたしております。それから、既にもう20年が経過をいたしております。

庁舎の概要といたしましては、本館が3階建て、建物延べ面積が2,900平米、それから、別館がございます、別館は2階建てで延べ面積が580平米というふうになっております。

本館につきましては、建物の左右の端に階段がございます、中央の北側のほうにエレベーターが配置をされております。個々人皆様方の体の状況に応じた選択によりまして目的の場所へ行くことができるように配慮がなされております。

それから、1階のフロアにつきましては、初めて庁舎を訪れた方でも迷われないように各階の誘導ラインもペイントしてありまして、またフロア全体がオープンになってい

ることから、職員のほうからも来訪者の方の確認が容易にできると、そういう構造になっております。

このほか、1階には米多浮立の壁画と応接セットを配置したホールを用意しておりまして、来訪者同士の懇談や待ち合わせに利用することができるようにもなっております。1階の出納室の前にも十分なイスと、それからベビーベッドを準備しておりまして、税金等を納付に見えた方々にも対応をいたしております。

庁舎施設の管理につきましては、経費節減の意味から予算を削減しておりますけれども、今後とも経費節減は頭に置きながら町民のための庁舎としての機能をより発揮するような維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今、鶴田次長から各施設の電気の球切れの数値を発表していただきました。ここの中で私は8カ所と書いておりますけれども、ここの中における球の数、全部調べたんですけれども、中学校の体育館が31、社会体育館が28、武道館が10、テニス照明灯が72、小学校体育館が40、小学校のナイター設備が42、中央公園が48、これは福祉課になりますけれども、すぱーく上峰が40、合計しますと311球になります。この311球の中で中学校、小学校、ナイター設備の球切れが言われましたけれども、その中で小学校の体育館の球切れは鶴田次長は6球と言われましたけれども、実際は8球切れております。中学校の体育館も、先ほど言われたとおり、31球のうちの4球発表されました。

そういう中で、教育長はきのう学校教育の進捗を図るということと言われましたけれども、こういうふうに体育館、要するに講堂ですね、屋内の電気の球、社会体育館も含みますけれども、そういう室内に、要するに講堂的な面で使用する場所が、小学校に対しては40球のうちの8球が切れています。要するに20%は球切れです。暗い中でされています。そういう学校的な、勉強的な頭脳は進歩されるかもわかりませんが、自分の使っている講堂の上を見ると20%の球が切れておる状態で運動の面で、要するに勉強しなさいとか運動しなさいとかと言われても、暗い中でして、上を見れば電気の球が切れていると、そういう頭腦的な面のはかどりばかりじゃなしに精神的な面、要するに電気の球が切れて、何かいこれはというふうな格好じゃなくって、やっぱり学校の教育の面に関してはそこら辺を見ていただくように、先ほど言いました屋内の電気の球を、順次という言葉が出ましたけれども、私は早急にすべきじゃないかと思っておりますけれども、その辺の返答を、予算がないからという言葉じゃなくって、早急にやりますという言葉が発してもらって答弁とさせていただきたいと思っております。お願いします。

教育次長（鶴田良弘君）

私、順次というようなことで申し上げたとおり、修繕費が限られた予算でありますので、

体育施設もそうですけれども、小学校もいろんな故障箇所が出てきますし、その部分計画的に学校はやっておりますので、その分尊重していきたいというふうに思っております。

以上です。

1 番（松田俊和君）

今の答弁にちょっとばっかし意見を言わせてもらいますけれども、学校教育の場所として私はそこを重視していただいて、教育の面で、きのうの答弁にもありましたように、先生を2人、TT教育ですか、という言葉が発せられましたけれども、そういう面も結構ですけれども、要するに精神的面、私が天井を見ればどうのって言いましたけれども、そういう的な面の考慮、そういうところの面も考えて上峰、要するに佐賀県の教育度が低いとか、上峰も平均以下だったとかきのう言われましたけれども、そういうところの面を考えた上での教育を図るというふうな考えを持って、順次とか、予算がないとかということじゃなくって、やっぱりぴしっとそういうことを重視して教育に努めるという考えを持ってもらいたいですけど、その辺の考えはいかがですか。

教育次長（鶴田良弘君）

大変ありがたい言葉ですけれども、照明施設だけが教育のどうのこうのじゃなくて、理科の実験用具、あるいはそういう教材関係も、プラスバンドの楽器、そういう面の修理もいろいろ来るわけですよ。それを優先順位を、難しい問題ですけど、そういう面を含めて順次やっていくというようなことをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

1 番（松田俊和君）

今の件に関しては重々考慮をお願いして、とりあえずその面に関しての質問は終わりますけれども、ちょっとばっかし続く内容といたしまして、すばやく上峰の照明の内容も言いましたけれども、21年度、要するに8カ所の8カ所といいますか、これはプールも含まれますけれども、21年度の使用人口は、延べ人数になりますけれども7万5,000人、21年度の使用料金は2,420千円、要するに7万5,000人の人が使っていただいてこの金が入っております、使用料としてですね。ところが、金を払うにもかかわらず、中身としては、先ほど言いましたように、電気の球が切れていると、そういう不備な状態で金だけとって、要するにそのときの場所としては、ないからそこを使ったかもしれませんが、リピーター的に考えたときに、そういう7万5,000人とか2,420千円をふやすという努力を持つためには、やっぱり予算がないとかどうのという、その順位とかという言葉じゃなくて、努力するがためには、先ほど言いましたように、2点の内容があるかもしれませんが、重々なる考えですね、もう一回考えを直していただいて、こちら辺を努力する内容として一番重要なことじゃないかと思っておりますけれども、その辺の検討の内容を教えてください。

教育次長（鶴田良弘君）

7万5,000人の利用人員というようなことで、平成20年度が7万3,000人なんですよね。それから比べれば照明器具が壊れているから減っているじゃなくて、そこら辺ですね、うちのほうも今さっき学校と同じように、照明器具じゃなくて、いろんな器具等も壊れているわけですね。その中でできる限り、今先ほど言いましたように、優先順位をして、利用して困るようなとはすぐやっていかにゃいかんし、そこら辺で限られた予算で順次というようなことを申し上げております。

それから、参考までですけれども、概算ですけれども、体育施設にかかっている経費が約15,000千円ほどかかっております。そのうちの2,400千円が使用料ということで充てておりますけれども、参考まで御報告いたします。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今言った内容で施設面に関しては終わりますけれども、次の面、要するに満足度の面に関しての質問ですけれども、まず1点目に、私つくづく思っていますけれども、要するに庁舎の充実度という面に関して、きょうは別、私が言いたいのは、玄関の北側にあります掲揚台ですね、3本旗の棒がありますけれども、両端の上峰町の旗ですね、それと議会の旗は立っていました。きょうは日の丸の旗は上がっていますけれども、今までは全然上がったことはありません。そういうふうが一番肝心かなめのところがこういうふうには振れているとは思いますが、全然上がった気配はありません。まして、町民センターのところにも3本あります。それもきょうも上がっておりません。そういうふうには、やっぱりぴしっと基準を決めた満足度というのはとってもらいたいんじゃないかならうかと思えます。

2点目になりますけれども、3階の一番西側、議員の控室がありますけれども、あその一番西側、障子が破けたまんまで。この障子もう3年ぐらいになります、私が覚えている範囲では。これも全部、三樹病院側から見ると丸見えです。そういうふうなところのはかどりのな面を考慮される課というか、そういうふうな段取りをする人はだれかおられるか、まして、そこら辺をどうするかを答弁をお願いいたします。

教育次長（鶴田良弘君）

掲揚台の件ですけど、非常に申しわけございません。早急に日の丸は揚げたいというふうには考えます。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

私のほうから、庁舎の関係で御答弁を申し上げます。

3本の旗の件でございますけれども、国旗がなかったというようなことでございますので、大変申しわけないことだということで、準備をして揚げたいというふうには思っております。

それから、3階の議員控室の障子をだれが張りかえるかという話でございますが、ちょっ

とはっきり、それはだれがということではございませんし、男子ロッカー室は私たちが張りかえました。それで、議員控室のほうも破けているという話は小耳には挟んでおりましたが、ちょっと何せ暑くて、除草剤の散布やら除草剤、大変申しわけないですけど、忙しかったこともございますし、あんまり日にやけた状態で障子は張りかえは向かないようですので、秋にもなって気候もよくなりましたので、早急に張りかえを、私たちがよければ私たちの技術で張りかえをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今言われたように、済みませんでしたという言葉がどちらさんからも発表されました。やっぱり庁舎として一番皆さん来るところであるし、まして、上峰の象徴的な立場の場所です。障子が破けとったり、一番中枢的な面の国旗が上がっていなかったり、たるんでいるんじゃないかと私は思っているんです。やっぱりそういうところの面において、来年の3月には機構改革をされて、ますますよくなるというふうに町長さんは言っていたいておりますけれども、やっぱりそういうところの考え方を持って取り組んでいっていただかないと上峰はよくよくなりませんと思います。そういうところの面でもって、今済みませんでしたという言葉でもって終わっていますけれども、やっぱりぴしっと、私が2点を言いましたけれども、3点4点、悪って言ったら失礼ですけども、悪を探せば結構あります。それをきょうは発表しませんでした。そういうところをやっぱりぴしっと見て回ってもらって、朝はいつも朝、昼、夕方ですか、掃除していただいているのも私はちゃんと知っております。けれども、内部的にもやっぱり考えてもらうところの場所をとっていただきたいということで、この2点目の質問を終わって、もう1点、3点目になりますけれども、これは皆さん半々になるかもわかりませんが、たばこ税についての質問をさせていただきます。

21年度の決算報告書における納税のたばこ税の入金は58,814,202円になっています。今年度、22年度において、町長行政報告で発表されましたけれども、既に7月どまりで18,775千円が入金されています。そういうふうに上峰に一番 一番と言ったら失礼ですけども、もう60,000千円近くの金が入金されています。にもかかわらず、この庁舎、要するにここの庁舎は私的物ではありません、公舎です。たばこを吸う人もおられます。たばこを吸わない人もおられます。それが今の世の中で、たばこを吸わない人が重点になっているかもわかりません。ところが、先ほど言いましたように、約60,000千円近くの入金をする人が、たばこをのむ人がいたからこそ60,000千円入金されているわけですよ。にもかかわらず、1階、2階 3階にはありますけれども、喫煙の場所、要するに部屋とは言いませんけれども、スペースもありません。そういうところの考えで、喫煙者に対する配慮はどう考えておられるかお伺いいたします。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

庁舎に喫煙所がないということで、愛煙家に対する対応が冷たいんじゃないかというふうなお話だというふうに思っておりますが、健康増進法の第25条に受動喫煙防止というものがございます。平成15年5月1日に施行されておまして、この中で「官公庁施設」、ほかには省きますが、「官公庁施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」ということがございますので、その施設内には、十分な能力を発揮するための喫煙所というものになりますと多額の費用がかかりますので、設置をしていないというような状況でございます。

1番（松田俊和君）

今、北島課長から、喫煙に関しては他人に迷惑がかからないようなスペースをとることが前提ということを言われました。ところが、やっぱり費用がかかる、かからないは抜きにして、やっぱり60,000千円も払ってもらっている喫煙者に対してそこら辺は、私が満足度という意味を言わんとするところはその辺にもかかってきますけれども、あそこに行ったら外でしかたばこは吸われんと、私もどこか食べ物を食べに行くときには、たばこを吸えないところには行かないようにしています、もうはなからですね。そういうふうに、やっぱりゆとりを持って満足度を浴びるがためには喫煙所をもって、場所じゃなくてスペースでも結構です。そのくらいの機械の、60,000千円も幾らも払ってもらっている喫煙者に対して、幾ら何でも10,000千円も幾らもかかるわけじゃないですよ。スペース的な面から見れば、せめて2,000千円ぐらいじゃなかろうかと思えます。そういうことを考えていただく考えを、やっぱり満足度という意味の満足度に関して私は大変必要じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

企画課長（北島 徹君）

少し見解が議員とは違うかもしれませんが、受動喫煙の防止というものが平成15年に制定をされておりますけれども、それにつきましては、妊婦の方については、結局、未熟児、脳障害、心臓病、流産、死産、そういうものにたばこの煙が起因するというのがはっきりしたということで制定をされております。ですので、そこら辺はたばこを愛する方のマナーとして考えていただきたいというふうに思っております。

それからまた、先ほど言いましたけれども、部屋だけではなくて、空気清浄機がございますが、これにつきましては、たばこのにおいを消すという効果はありますけれども、先ほどの妊婦に与える影響があります有害物質の除去というものはほとんどないということが実証されております。そういう意味からしまして、庁舎の中に喫煙所を設けるということはいたしていないということでございます。

それから、私が言うべきかどうかちょっとちゅうちょしますが、たばこの消費税、税です

ので、税はたばこを吸う方が納める義務があるということで、その60,000千円を真っすぐそれに使えという話ではないと私は理解しております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

見解の違いという言葉が発せられましたけれども、私もその辺は十分わかっています。このたばこの税金は行く行くといいますが、分岐するところの内においては、JRの要するに費用まで賄っておられるのも知っております。そういうところを考えたときに、上峰が60,000千円払ってもらっているという立場をですね、今妊婦さんとか子供とかということでいろいろ言われますけれども、私が言わんとするところは、要するに喫煙者の方を、たばこを吸わない人ばかりの味方と言ったら、これまた見解でいろいろあるかもわかりませんが、やっぱり考える余裕というですかね、立場というんですか、そこら辺の満足度をするためには、また見解のどうのと当然違ってくると思いますけれども、私はやっぱり二分された世の中、要するに吸う人、吸わない人の分際における立場において、両方とも立場をとるのが当然じゃなからうかと思っておりますけれども、その点をもう一遍聞いて、この質問を終わります。

以上です。

税務課長（白濱博己君）

たばこ税の関係で御質問でございますが、担当課として説明に満足がいられるかどうかはわかりませんが、私のほうから一言申し添えたいと思います。

その前に、まずたばこ税ではございますが、年間21年度の決算では、議員おっしゃいますとおり、58,814,202円の収入ということで、20年度は62,049,498円ということで、町内には1箱当たり65円あたりの税をいただいております。その中で、税ですからいただいて、その分を支出することもございますが、用途が明確ではございませんし、また、北島課長のほうからも申されましたように、全体的に税の配分ということでしているわけですが、実は鳥栖・三養基管内にたばこの協議会がございます。議員御存じと思いますが、町内にも負担金を出しております。この負担金というのは2年前の税収に均等割をかけた上で、負担金としては1万分の25ということで、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、それから、たばこ組合さんということで協議会をつくっております。その中で、たばこに関する販売店も含めていろいろな活動をしておるところでございますが、まず未成年者に対する喫煙防止なり、またクリーン作戦なり環境の美化というふうなこと、それから、たばこにつきましても、有害とまではいきませんが、健康の健全なる普及というふうなことも含めて、るる事業を展開されております。その中では、22年度の予算につきましては160,100円ということで、今後につきましてもそういった意見も協議会のほうには出していきながら、まずたばこにつきましても10月に値上げの方向ではございますが、大変貴重な財源であるということで、そういったことも含めて広報紙等にも内容を掲載していきたいということで考

えておるところでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

今、通告をされている質問ですね、大きくずれているように考えます。と申し上げますのは、執行部の方サービスよく御説明をいただいておりますが、満足度を軸にした質問等に変えていただきたい。よろしく願いをいたします。

1 番（松田俊和君）

趣旨が違っているという議長からの指示ですけれども、私が言わんとする討論の内容は、満足度に関して、ここの庁舎に来られる方がたばこを吸う人もおられる、吸わない人もおられると、やっぱり平等に満足度を保ってもらうがために、たばこの喫煙所がないということを実践してもらえないだろうかということではたばこを例に挙げましたけれども、そういう意味で私は質問させていただいたことをよろしく願いたいと思います。

それともう1点追加になりますけれども、こういうことを言っちゃまた失礼になりますけれども、ことしの10月1日からはたばこ税がまた上がります。料金も当然上がります。そういうところを考えたときに、私が先ほど言いましたように、充実度を図るがために、まして満足度を図るがための充実となりますけれども、健康を害するというのが今の世の中で、一番重要になってからいろいろと言われておりますけれども、私はやっぱり吸う人吸わない人を平等に庁舎として、私が私的な建物じゃないと言ったところはその辺にかかってきますけれども、公舎として考えたときには、当然とるべき立場じゃなかろうかということで質問させてもらったような現状で了承をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「よかです」と呼ぶ者あり）要らないですね。

では、先に進みます。行財政改革の進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

1 番松田議員の御質問でございます。行財政改革の進捗状況について、上峰町改革会議4月計画発足後の進捗状況はということでございますが、さきの議会でも申し上げました。昨年3月に町長の任について1年半になりますが、その間目まぐるしく過ぎてまいりました。議員も御承知のとおり、上峰町が財政的に厳しい状況にありますので、何を置いても財政の健全化を最優先すべきだと、そのように考えて広く町民の皆様に公募して応募された方々で役場の事務事業について検討を加えていただき、今後の行財政改革策定の方策として改革会議を発想しました。しかし、現実的には行政の事務事業の中身は専門的分野が多く、一朝一夕で精査できるものではございませんので、行財政改革については町内部で検討を進めて現行の行財政改革推進委員会に諮問していくことにいたしました。

現在の行革大綱及び集中改革プランは平成17年度から平成21年度の5カ年計画、5カ年間で計画年限としておりますが、先ごろ監査委員様に21年度の決算審査を行っていただきましたので、21年度決算分も加えたところで現行の改革プランの検証、精査を行っております。それが終わったところで各課及び課長会議で検討を加え、行政改革推進委員会に報告してまいります。その後、今後向こう5年間の行革大綱及び集中改革プランを立案し、委員会にお諮りすることにいたします。

ところで、これまで各自治体は総合計画策定の義務がありましたけれども、それがおのこの行政判断に任された形になろうとしております。もしそうなったとしても、町の指針となる計画を持つことは必要なことであります。よって、今後の上峰町に必要なもの、どういった取り組みをしてほしいなど町民の皆様の目線でいろいろと御意見、アイデア、案を拝聴し、行政に生かしていきたいと、その意味で前から述べておりました町民より広く募集を行いまして、町民の皆様に参画していただきながらという方法に変わりはありませんが、今後検討していく、そして、そのアイデアを十分に行政に反映していくというふうに考えております。

現在は、平成23年度実施に向けた機構改革案及び集中改革プランの検証、策定を検討している状況でございますので、その時期については平成23年度を目途として考えているところでございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

町長より答弁いただきました内容として、案ということで町民の皆様から案を求めるという言葉が発せられました。その中で、私今上峰町の住民として、また案をお願いしたいんですけれども、今現在、上峰町には13課があります。その中で私が思わんとするところは、来年の3月に改革するからどうなるかはわかりませんが、要するに今現在私は6月から3月ごろにも言いましたけれども、課を節減してまとめたらどうでしょうかとかという意見と、あともう1つのその中で、まとめるという内容と、要するに課と課の連携をつなぐ、推進する推進部というんですか、推進部と私がいろいろ言葉を出すあれはありませんけれども、まとめる役の人が今現在どうもおられないんじゃないかなろうかと私なりに推測しますが、そこら辺の案としての考えはいかがでしょうか、そこら辺をお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

機構改革案については、さまざまな、今松田議員が言われた点も含めて各課の連携がより深まるような形を、検討を現在しております。既に各課の連携を深める方法としてはいろいろなアイデアがあると思いますが、私がより多く内部と今後協議していくことで解消を図っていくために今後検討して協議をしていきたいと思っています。

以上です。

1 番（松田俊和君）

今、町長から連携を図るがための努力をしていますという答弁をいただきました。まして、その中で私が思うには、これまだ間もないんですけども、今月の9月1日の発足で、武雄市の北方町、今支所というんですかね、その立場における課としてお結び課という、おむすびというのは、結婚のお結び課になりますけれども、その課を設けておられます。ということは、要するに私が言わんとするところが、13課と言いましたけれども、別途の名前で、要するに町民に親しまれる名前、まして、町長はいつも言われていますけれども、町民とお話をして町民との立場をとりたい、つながりを持ちたいと言われておりますけれども、やっぱりこういうふうな特別な名前じゃなくて、要するに親交あふれる、親しみを覚える課をつくったというお結び課、要するに、この内容としてのお結び課の目標は、要するに係長もご縁係長という係長らしいんですよ。そして、あとはアルバイトの方が女性がおられて、3人でされているらしいんですけども、そのモットーは、対象者の情報集め、要するに結婚する相手の両方の情報の集め、それからまた、本人と家族の相談、結婚成立につながる目標の努力を立てて市民に親しまれる課を、斬新的な課をつくられて、親しみを覚えるという課をつくられたということを新聞に載っていました。そういうところの町長としての、13課という名前は私から言わせればかしまった名前の名前しかありませんけれども、こういうふうな名前をつけて改革をするという、その辺の努力はありますでしょうか。お尋ねいたします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

松田議員の御質問にお答えします。

お結び課と、本当に親しみやすい名前だと思います。合併を北方と武雄がされまして、そういう北方においてですかね、武雄全体なのかちょっと把握しておりませんが、そういう結婚の仲介をするような、そうした部署をつくられたということで、私もいろいろそういうアイデアは考えたりもするんですが、今現在、上峰町として機構改革案をつくらうとしている理由は、少ない人数で業務負担が多く、同等の職員さんを集めることで連携を促進しようと、そして、負担を軽減していこうというような趣旨で機構改革を進めております。

よって、新たな課をつくるという発想を持ってこれまで検討してきたわけではございません。その業務負担の軽減をするという趣旨で新たな課、町民の皆さんにわかりやすい課というものを、名称を変更するというアイデアがあれば、ぜひとも議員のほうからも御提案いただければ考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

1 番（松田俊和君）

町長は今現在、行政の改革も、改革の主たる目標は業務負担の軽減 軽減といいますが、

それを目標にしていると言われて、要するに仕事の面ばかりの仕事か、やっぱり行政という面から考えたときにおいて、役場の立場ばかりを考えた業務であって、町民の皆様の意見も聞いたところの業務を図るがためには、そこら辺の考えを持って業務の軽減を、人数を減らして仕事を同業にするがためには難しい立場を考えておりますと言われるけれども、町民の皆様から考えたときには、ああ、あそこの役場に行って、庁舎に行ってこういうことを話をして、どうでしょうかという課を持ったところの場所があるということは、役場と町民の皆様とのつながりはより一層深まるんじゃないかなと思うわけですよ。

私がさっきから言ったように、古い名前ばかりの課じゃなくって、新しい名前の課、例えて言えばにまたなりますけれども、失礼な話ですけど、建設課とどこかの課を統合して一緒にした名前で別個の名前をつけるとか、そういうふうな考えでもって、仕事の面の人数はそのときには減らないと思いますけれども、そういうふうに名前の変更でもって町民の皆様とのつながりを深めるような業務改革をお願いしたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

町長（武廣勇平君）

課の統合、統廃合でございますけれども、そうした後の課の名称についてはいろいろ親しみやすい名前というのも検討していきたいと思っておりますし、ぜひ議員からも御提案いただきたいと思っておりますが、今現在ある課というのが実は一番親しみやすいという御意見も、全く反対の意見ですが、ございます。こころろ変えることが逆に町民の人にわかりづらくなってもいけませんし、そういう視点を総合的に見ながら考えていきたいと思っております。

1番（松田俊和君）

最後の質問になりますけれども、先ほどの町長の意見、私が言わんとするところは案であって、それを一町民として、私今議員ですけども、町民の一議員としての意見としても聞いてもらいたいということをもっとお願いしたいということと、先ほど、今の課が親しみやすくって一番いい名称じゃないだろうかと言われるけれども、私としては、やっぱり改革をして親しみやすい町の行政を保っていくがためには、やっぱりそこら辺をばしっ心強く心強くといいますか、意気込みを持って、私は先ほどから障子が破けているとか国旗が揚がっていないとかぐちぐち言っていますけれども、やっぱり改革というんですか、改革の面に関してはよくするということに対しての改革であろうと私は思うわけですよ。そういうところでもって町民の皆様が親しまれる町の行政として、私は改革をとっていただきたいと思って質問をいたしました。

最後の答弁をお願いして、私の質問は終わります。

以上です。

町長（武廣勇平君）

そうですね、これはいろいろな面から考えなきゃいけないと思っております。お結び課長とか

いのしし課長とか呼ばれて士気が上がる職員がいるのかということも含めて、町民の皆さんにはわかりやすいでしょうが、そして、全体的に考えていきたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時56分 散会